論文執筆時における文献引用・参照上の注意

博士論文、修士論文、その他学術論文誌等に投稿する論文を執筆する際に、他の著作物を引用あるいは参照した場合には、必ず引用・参照を明記してください。研究科要項にも記されているとおり、引用・参照を適切に明記しないことは剽窃(ひょうせつ)と呼ばれ、程度の軽重によらず、処罰の対象となりえます。また、そのことが原因で、修了が遅れる、あるいは学位が取り消されるなどの事態に至る可能性もあります。

アジア太平洋研究科では、入学時のガイダンス時をはじめ、繰り返し剽窃に関する注意を 喚起しております。しかし、残念なことに、アジア太平洋研究科論集で引用が適切になさ れていない投稿論文が続けて発見されました。

研究科では、類似度判定ソフトウェアを用いて、不適切な引用が行われていないかを確認 しております。電子化が進んだ現在、チェックは精巧であり、微妙に書き換えても、ごま かすことはできません。

引用や参照をしてはいけないのではありません。そのルールに従わないことが問題なのです。論文等を執筆する際に引用や参照があるのは当然で、ルールに従って記述すれば問題はありません。学生の皆さんは、この点に意識を高く持ち、常に適切な引用や参照を心がけ、ルールを守ったうえで、研究成果を積極的に公表してください。ルールがよくわからない場合には、指導教員、アカデミック・アドバイザー、授業の担当教員にお尋ねください。

2013年12月9日

アジア太平洋研究科・アジア太平洋研究センター